

指定緊急避難場所（桃内町内会館）の指定について

春分の候、皆様には日頃より市政各般にわたり御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、かねてより指定避難所としていた「桃内町内会館」を令和7年3月28日より桃内地区の緊急避難場所として指定されましたのでお知らせいたします。なお、今回緊急避難場所に指定されたのは、会館南側の市有地となっております。

- ※指定緊急避難場所 ： 切迫した災害の危険から緊急に逃れるための場所
- 指定避難所 ： 必要な期間滞在し、避難生活を送るための施設



(国土地理院地図を加工して作成)

問合せ先：小樽市総務部災害対策室

電話番号 (0 1 3 4) 3 2 - 4 1 1 1 内線 4 4 1